第 4 章　重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定

4-1 重点整備地区の設定

（１）地区の要件

バリアフリー法では、重点整備地区の要件は、以下のように定められています。

＜バリアフリー法第 2 条第 24 号及び移動等円滑化の促進に関する基本方針三の２＞

１）生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

【配置要件】

国の基本方針では、原則として生活関連施設が概ね 3 以上あること、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区であることとしています。

２）生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

【課題要件】

国の基本方針では、促進方針の要件に加え、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の視点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることとしています。

３）バリアフリー化事業を重点的かつ一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

【効果要件】

各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

４）境界の設定等

国の方針では、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要としています。

（２）荒尾駅周辺地区における重点整備地区の設定の考え方

要件に基づき、荒尾駅周辺地区の重点整備地区は、以下の１）～３）を踏まえ、設定します。

要件	設定の考え方
1)生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	・荒尾市域の重要な旅客施設（利用にあたっての問題点も顕在化している）荒尾駅からの徒歩圏域
2)生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区	・多くの人が利用する公共施設の分布を考慮（市役所など）
3)バリアフリー化事業を重点的かつ一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区	・重点的かつ一体的な事業での効果が見込まれる、南新地土地区画整理事業、都市再生整備計画（滞在快適性等向上区域）を考慮

図 4-1　重点整備地区の考え方

重点整備地区は、バリアフリー基本構想において、旅客施設、建築物、路外駐車場、都市公園、歩行者信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区となります。

（３）重点整備地区の設定

配置要件からは、荒尾駅は市内最大の公共施設である市役所の最寄り駅として、重要な旅客施設となっていること、生活関連施設の候補対象施設の分布は駅西側となっていること等から、荒尾駅から半径 1,000m内に位置する荒尾駅、商店街、市役所、あらお海陽スマートタウンを含むエリアが想定されます。

課題要件からは、多くの人々が利用する公共施設のうち、荒尾駅は東側からのアクセスはできないことや障がい者にとって利用が困難であること、また駅周辺の経路では円滑性や安全性の問題を抱えています。

効果要件からは、事業中である南新地土地区画整理事業、都市再生整備事業（滞在快適性等向上区域）との一体的な取組を進めることで、一層の都市機能の増進、にぎわいの創出につながると想定します。

以上から、重点整備地区は、荒尾駅から半径 1,000mの範囲内で、あらお海陽スマートタウンを含む滞在快適性等向上区域に、道路や鉄道等地形地物を考慮して範囲を設定します。

©NTT インフラネットの地図を加工して作成

図 4-2　重点整備地区

4-2 生活関連施設の設定

（1）選定の考え方

生活関連施設は、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他施設（病院、文化施設、商業施設）です。国のガイドライン1）、2）に基づき、設定します。

＜移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン＞

（生活関連施設の選定）

1）常に多数の人が利用する施設を選定

国のガイドラインでは、旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者や障害者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な来訪者が多いため生活関連施設としての優先度は高くなるとしています。

2）高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定

国の基本方針では、老人ホーム・障害者支援施設等高齢者・障害者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・（障害者）地域活動支援センター等の高齢者・障害者等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高くなるとしています。

（2）生活関連施設の設定

生活関連施設は、国のガイドラインを踏まえ、荒尾駅からの徒歩圏（駅を中心にした1,000m圏内）に立地する施設で、常に多数の人が利用する施設、高齢者・障がい者等の利用が多い施設を対象に、市民ニーズ（過年度ワークショップ・当事者ヒアリング等）の意見を踏まえ、設定します。

	設定の考え方と市民のニーズ
設定の考え方	・荒尾駅から徒歩圏に立地する施設 ・常に多数の人が利用する施設 ・高齢者、障がい者等の利用が多い施設
市民ニーズ	・ＪＲ荒尾駅はエレベータがなく利用しにくい ・駅を東側から利用できない ・駅前広場の動線がわかりにくい ・市役所、銀行をよく利用する ・プロローグ広場をよく利用する

生活関連施設	
旅客施設	ＪＲ荒尾駅
公共施設	荒尾市役所 保健・福祉・子育て支援施設（あらお海陽スマートタウン内） 駅前広場 プロローグ広場
都市公園	境崎公園 海陽公園(仮称)
公益施設	銀行

図 4-3　生活関連施設の考え方

4-3 生活関連経路の設定

（1）選定の考え方

生活関連経路は、生活関連施設相互をネットワークする経路となります。旅客施設からの動線だけでなく、生活関連施設相互の移動のしやすさに配慮して設定する必要があり、国のガイドラインを踏まえ選定します。

＜移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン＞

（生活関連経路の選定）

1）より多くの人が利用する経路を選定

国のガイドラインでは、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先して選定する必要があるとしています。

2）生活関連施設相互のネットワークを確保

国のガイドラインでは、生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区（基本構想の重点整備地区）内のネットワークを構成することが重要であるとし、また一つの生活関連施設に対し、複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいとしています。

（2）生活関連経路の設定

重点整備地区内においては、国のガイドライン1）、2）とともに市民ニーズ（過年度まちづくりワークショップ・当事者ヒアリング等）の意見を踏まえ、設定します。

	設定の考え方と市民のニーズ		生活関連経路
設定の考え方	・より多くの人が利用する経路を選定 ・生活関連施設相互のネットワークを確保	⇒	生活関連施設を相互につなぐ、主要な道路を生活関連経路として設定する。
市民ニーズ	・あらお海陽スマートタウンから市役所を含めた誘導施設への連続性強化、機能向上を図るため、道路整備を行う ・荒尾駅停車場線の「道路・舗装の改良」が必要 ・駅自由通路を整備し、東西の移動ができると良い		

図 4-4　生活関連経路の考え方

4-4 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の決定

以上から、重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路は、下図のように設定しました。

©NTT インフラネットの地図を加工して作成

図 4-5　重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路